

商 標	判決年月日	令和 2 年 9 月 2 日	担 当 部	知財高裁第 4 部
	事 件 番 号	令和 1 年（行ケ）第 1 0 1 6 6 号		
○ 商標法 6 4 条 1 項の「需要者の間に広く認識されている」とは，原登録商標の指定商品の全部又は一部の需要者の間において，原登録商標がその商標権者の業務に係る指定商品を表示するものとして，全国的に認識されており，その認識の程度が著名の程度に至っていることをいうとされた事例				

（事件類型） 審決（拒絶）取消（商標） （結論）請求棄却

（関連条文） 商標法64条1項

（関連する権利番号等） 商願2014－99711号 登録第4509260号

（審決） 不服2017－8819号

判 決 要 旨

- 原告は，「T u c h é」の文字を横書きしてなる登録第4509260号商標（指定商品：第25類「被服，履物，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」。以下「原登録商標」という。）の防護標章として，これと同一の「T u c h é」の文字を横書きしてなる標章について防護標章登録出願をしたところ，拒絶査定を受けたので，拒絶査定不服審判を請求したが（指定商品は，補正の結果，最終的に第5類「生理用パンティ，生理用ショーツ」となっている。），同請求は成り立たないとの審決を受けた。本件は，これに対する取消訴訟である。
- 本判決は，防護標章登録制度は，原登録商標の禁止権の及ぶ範囲を非類似の商品又は役務について拡張する制度であり，一方で，第三者による商標の選択，使用を制約するおそれがあることに鑑みると，商標法64条1項の「需要者の間に広く認識されている」とは，原登録商標の指定商品の全部又は一部の需要者の間において，原登録商標がその商標権者の業務に係る指定商品を表示するものとして，全国的に認識されており，その認識の程度が著名の程度に至っていることをいうものと解するのが相当であるとした。

そして，「ストッキング」，「婦人用ソックス・タイツ」及び「女性用下着」の需要者を前提に，原登録商標が「需要者の間に広く認識されている」ことの要件を具備しているかを検討し，原登録商標をパッケージに使用したストッキングは，19年以上にわたり，全国的に継続的に販売されていること等の事情から，原登録商標は相当数の需要者において原告の業務に係るストッキングを表示するものとして認識されていたものと認められるものの，一方で，その売上高は，毎年減少傾向にあり，市場シェアも減少傾向にある等の事情があることから，本件審決時において，大半の需要者が原登録商標を原告の業務に係るストッキングを表示

するものとして認識しているものとはいえず，原登録商標に係る需要者の認識の程度は，著名の程度に至っているものと認めることはできない，婦人用ソックス・タイツ及び女性用下着の需要者でも同様であるとして，原告の請求を棄却した。